



埼玉県報

第546号
令和6年(2024年)
9月3日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県公害審査会規則の一部を改正する規則（環境政策課）

訓令

- 埼玉県教育局等公印規程等の一部を改正する訓令（教委・総務課）

告示

- 県民活動総合センターハード・ネットワークシステム再調達業務委託に関する落札者等の公示（共助社会づくり課）
- 入間都市計画事業（仮称）木蓮寺・南峯地区土地区画整理事業に係る環境影響評価調査計画書の縦覧（環境政策課）
- 令和6年度後期技能検定の実施（産業人材育成課）
- 令和6年度後期技能検定の実技試験受検手数料減額（産業人材育成課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 埼玉県景観計画の変更（都市計画課）
- 県道さいたまふじみ野所沢線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 県道さいたまふじみ野所沢線の道路の占用を制限する区域の指定（川越県土整備事務所）
- 県道葛飾吉川松伏線の区域の変更（越谷県土整備事務所）
- 県道柿ノ木町蒲生線の区域の変更（越谷県土整備事務所）

規 則

埼玉県公害審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年九月三日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第五十九号

埼玉県公害審査会規則の一部を改正する規則

埼玉県公害審査会規則（平成十五年埼玉県規則第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「十人」を「九人以上十五人以内」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

埼玉県教育委員会教育長訓令第四号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育局等公印規程等の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和六年九月三日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育局等公印規程等の一部を改正する訓令

(埼玉県教育局等公印規程の一部改正)

第一条 埼玉県教育局等公印規程(昭和四十六年埼玉県教育委員会教育長訓令第三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「文書と」を「文書及び」に、「の提示を求め、」を「を確認し、総務課長が別に定める方法による」に改める。

(埼玉県教育局等文書管理規程の一部改正)

第二条 埼玉県教育局等文書管理規程(平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第四号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「総務課長が」の下に「特に必要が認められるものとして」を加え、「行うものとする。」を「行い」に改め、同項ただし書中「ただし、定例」を「、及び定例」に改め、「帳簿若しくは用紙を用いる」を削り、「主務課長が定める方法」の下に「であつて総務課長が必要と認めるもの」を加え、同条第四項中「書類(電磁的記録を含む。)」を「電子文書等」に改める。

(埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部改正)

第三条 埼玉県立学校文書管理・公印規程(平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「、校長が」の下に「特に必要が認められるものとして」を加え、「行うものとする。」を「行い」に改め、同項ただし書中「ただし、定例」を「、及び定例」に改め、「帳簿若しくは用紙を用いる」を削り、「校長が定める方法」の下に「であつて県立学校人事課長が必要と認めるもの」を加え、同条第三項中「書類(電磁的記録を含む。)」を「電子文書等」に改める。

第四十一条第一項中「文書と」を「文書及び」に、「の提示を求め、」を「を確認し、県立学校人事課長が別に定める方法による」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(埼玉県教育局等公印規程の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の埼玉県教育局等公印規程第五条の規定は、起案日をこの訓令の施行の日以後とする起案文書(埼玉県教育局等文書管理規程第二条第四号の起案文書をいう。)から適用し、同日前を起案日とする起案文書については、なお従前の例による。

(埼玉県教育局等文書管理規程の一部改正に伴う経過措置)

3 第二条の規定による改正後の埼玉県教育局等文書管理規程第十六条の規定は、起案日をこの訓令の施行の日以後とする起案文書から適用し、同日前を起案日とする起案文書については、なお従前の例による。

(埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部改正に伴う経過措置)

4 第三条の規定による改正後の埼玉県立学校文書管理・公印規程第十一条及び第四十一条の規定は、起案日をこの訓令の施行の日以後とする起案文書から適用し、同日前を起案日とする起案文書については、なお従前の例による。

告 示

埼玉県告示第九百九十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年九月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

県民活動総合センターハード・ネットワークシステム再調達業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県県民生活部共助社会づくり課NPO認証担当 埼玉県さいたま市浦和区
高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和6年7月8日

4 落札者の氏名及び住所

都築電気株式会社 東京都港区新橋6丁目19番15号

5 落札金額

61,017,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和6年5月28日

告 示

埼玉県告示第九百九十三号

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第三十条第二項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第四条第三項の規定により、入間市から入間市の区域内において行われる入間都市計画事業（仮称）木蓮寺・南峯地区土地区画整理事業について環境影響評価調査計画書の提出があった。

なお、関係地域が所在する市町村並びに環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和六年九月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 関係地域が所在する市町村

飯能市、入間市、東京都青梅市、東京都羽村市、東京都瑞穂町

二 環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間

イ 場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県西部環境管理事務所

飯能市環境緑水課

入間市都市計画課

東京都青梅市環境政策課

東京都羽村市環境政策課

東京都瑞穂町環境課

ロ 期間

令和六年九月三日（火）から令和六年十月三日（木）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

告示

埼玉県告示第九百九十四号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、令和六年度後期技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和六年九月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 実施等級別職種

イ 特級

鑄造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

ロ 一級及び二級

工場板金（機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業）、金属ばね製造（線ばね製造作業）、機械検査（機械検査作業）、シークENS制御（シークENS制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業、集積回路組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、鉄道車両製造・整備（走行装置整備作業、鉄道車両点検・調整作業）、時計修理（時計修理作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、パン製造（パン製作作業）、菓子製造（洋菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）、金属材料試験（組織試験作業）、塗装（鋼橋塗装作業）及び舞台機構調整（音響機構調整作業（二級のみ））

ハ 三級

造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作

- 業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、シーケンス制御（シーケンス制御作業）、時計修理（時計修理作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）及び機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）
- ニ 単一等級
 - 電子回路接続（電子回路接続作業）
- ニ 試験の方法
 - 実技試験及び学科試験
- 三 実施期日、実施場所及び試験問題の公表
- イ 実技試験
 - (1) 実施期日
 - 令和六年十二月五日（木）から令和七年二月十六日（日）までの間において、埼玉県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日
 - (2) 実施場所
 - 協会が指定する場所
 - (3) 試験問題の公表
 - 令和六年十一月二十八日（木）に協会事務所で公表する（一部の職種を除く。）。
- ロ 学科試験
 - (1) 実施期日
 - 次の表の検定職種の欄に掲げる職種に応じ、同表の実施期日の欄に掲げる日

検 定 職 種	実 施 期 日
一 一級及び二級 機械検査、シーケンス制御、内燃機関組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工及び金属材料試験 二 三級 シーケンス制御、配管及び型枠施工	令和七年一月二十六日（日）

<p>一 特級</p> <p>鑄造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造</p> <p>二 一級及び二級</p> <p>工場板金、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、パン製造、防水施工及び機械・プラント製図</p> <p>三 三級</p> <p>造園、時計修理、冷凍空気調和機器施工及び機械・プラント製図</p>	<p>令和七年二月二日（日）</p>
<p>一 二級</p> <p>舞台機構調整</p>	<p>令和七年二月五日（水）</p>
<p>一 一級及び二級</p> <p>金属ばね製造、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工及び塗装</p> <p>二 三級</p> <p>機械加工、機械検査、電子機器組立て、建築大工、かわらぶき及び鉄</p>	<p>令和七年二月九日（日）</p>

筋施工
三 単一等級
電子回路接続

(2) 実施場所

協会が指定する場所

四 受検申請の手続

イ 提出書類

- (1) 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
- (2) 運転免許証、健康保険の被保険者証その他の申請者の氏名及び生年月日を
確認するため知事が適当と認める書類又はその写し
- (3) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を
証する書面又はその写し
- (4) 手数料の払込みを証する書面

ロ 提出先

協会

埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号（郵便番号三三〇―〇〇七四）

ハ 受付期間

令和六年十月七日（月）から令和六年十月十八日（金）まで

ニ 受検申請に関する注意

- (1) 申請書の用紙及び受検案内は、協会で交付する。

なお、これらの書類を郵送で求める場合は、受検しようとする等級を明記し、切手百八十円分を同封して請求すること。

- (2) 申請書を郵送する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

- (3) 郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

五 手数料

次に掲げる額の手数料を受検案内で指定する方法で協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける者にあつては、当該免除を受ける試験に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

イ 実技試験

鉄道車両製造・整備	自動販売機調整	プリント配線板製造	半導体製品製造	シーケンス制御	電気機器組立て	電子機器組立て	電子回路接続	ダイカスト	機械検査	仕上げ	金属ばね製造	めっき	工場板金	金属プレス加工	金型製作	非接触除去加工	機械加工	金属熱処理	铸造	造園	検定職種	手数料
一万八千二百円	一万八千二百円	一万八千二百円	一万八千二百円	一万八千二百円(一万二千円)	一万八千二百円	一万八千二百円(一万二千円)	一万八千二百円	一万八千二百円(一万二千円)	一万八千二百円	一万八千二百円(一万二千円)												

時計修理	一万八千二百円（一万二千百円）
光学機器製造	一万八千二百円
内燃機関組立て	一万八千二百円
空気圧装置組立て	一万八千二百円
油圧装置調整	一万八千二百円
建設機械整備	一万八千二百円
農業機械整備	一万八千二百円
冷凍空気調和機器施工	一万八千二百円（一万二千百円）
婦人子供服製造	一万八千二百円
紳士服製造	一万八千二百円
プラスチック成形	一万八千二百円
パン製造	一万八千二百円
菓子製造	一万八千二百円
建築大工	一万八千二百円（一万二千百円）
かわらぶき	一万八千二百円（一万二千百円）
配管	一万八千二百円（一万二千百円）
型枠施工	一万八千二百円（一万二千百円）
鉄筋施工	一万八千二百円（一万二千百円）
コンクリート圧送施工	一万八千二百円
防水施工	一万八千二百円
樹脂接着剤注入施工	一万八千二百円
ガラス施工	一万八千二百円

機械・プラント製図	一万八千二百円（一万二千百円）
金属材料試験	一万八千二百円
塗装	一万八千二百円
舞台機構調整	一万八千二百円

備考 手数料の欄の（ ）内の額は、平成十二年埼玉県告示第四百十一号（埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表産業労働部の項第十二号金額の欄の知事が別に定める者）に定める者に適用する。

ロ 学科試験（全職種）
三千百円

六 合格発表及び通知

イ 技能検定合格者の発表

令和七年三月十四日（金）に埼玉県ホームページに掲載するほか、協会から合格者に対し書面で通知する。

ロ 実技試験又は学科試験の合格通知

協会から合格者に対し書面で通知する。

七 その他

この技能検定に関し不明な点は、埼玉県産業労働部産業人材育成課又は協会に問い合わせること。

告 示

埼玉県告示第九百九十五号

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号。以下「条例」という。）第五条第二号の規定により、令和六年埼玉県告示第九百九十四号（令和六年度後期技能検定の実施）により公示する技能検定に係る条例別表産業労働部の項第十二号金額の欄イに規定する手数料（在校生（知事が別に定める者をいう。）が三級を受検する場合の手数料を含む。）については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額する。

令和六年九月三日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 次に掲げる要件のいずれにも該当する者に係る手数料 九千円
- イ 三級の実技試験を受検すること。
- ロ 令和六年四月一日において二十三歳未満であること。
- ハ 実技試験受検申請日（郵送で申請する場合にあつては、消印日）において雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第四条第一項に規定する被保険者であること。
- ニ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者でないこと。
- 二 前号イ、ロ及びニに掲げる要件に該当する者（前号に規定する者を除く。）に係る手数料 四千五百円

告 示

埼玉県告示第九百九十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年九月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二三―一〇―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県熊谷市樋春字袋田千二百十八番一、千二百二十三番一、千二百二十三番

二、千三百二十八番一

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千四百八十二立方メートル

告 示

埼玉県告示第九百九十七号

埼玉県景観計画を変更したので、景観法（平成十六年法律第百十号）第九条第八項の規定において準用する同条第六項の規定により、その計画図及び計画書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和六年九月三日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年九月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年九月三日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 昌 行

<p>路線名</p>	<p>さいたまふじみ野所沢線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>ふじみ野市上福岡二丁目一五八二番 二地先から同市上福岡三丁目一五 八番一地先まで（ただし、関係図面 に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和六年九月三日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十年三月二十八日付け埼玉県 川越県土整備事務所長告示第三十三 号、平成三十年十月二十六日付け埼 玉県川越県土整備事務所長告示第十 四号で告示した道路予定区域の一部 供用開始である。延長二六二・一六 メートル</p>

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和六年九月三日から二週間埼玉県川越県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年九月三日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 昌 行

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 さいたまふじみ野所沢線 ふじみ野市上福岡二丁目一五八二番二地先

から同市上福岡三丁目一五一八番一地先
で

（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和六年九月四日

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年九月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年九月三日

埼玉県越谷県土整備事務所長 落 合 誠

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 葛飾吉川松伏線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
北葛飾郡松伏町大字上赤岩字辻一〇七六番一地先から 同郡同町大字上赤岩字永宮一七五〇番一地先まで		区 間
一二・〇九 一二・四七	九・八〇 一〇・一五	敷地の幅員 (メートル)
二四・六四		(メートル) 延長
		備 考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年九月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年九月三日

埼玉県越谷県土整備事務所長 落 合 誠

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 柿ノ木町蒲生線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
越谷市蒲生本町三六番三地从先から 同市蒲生本町三六番五地先まで	越谷市蒲生本町三六番八地从先から 同市蒲生本町三六番二地先まで	区 間
二二・六八〇 二三・八五	二〇・〇一〇 二〇・五四	敷地の幅員 (メートル)
二〇・〇〇		延長 (メートル)
		備 考